

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
あつたときは、  
翌日)

## 目次

### ◇ 告 示

字の区域の変更  
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの

青少年に有害な図書類の指定

国土調査の成果の認証

土地改良区の役員の就任

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

土地改良法による換地処分

土地収用法による土地の立入り

都市計画事業の事業計画の変更の認可

### ◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

### ◇ 公 告

## 告 示

### 鳥取県告示第二百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による矢戸地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十九年十二月十日現在の地番による。）
矢戸字カワラケ田	矢戸字カワラケ田のうち一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七の一、一〇四七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
矢戸字ホシ田	矢戸字カワラケ田一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七の一、一〇四七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 矢戸字ホシ田のうち一〇八二の一の一部以外の区域 矢戸字測ノ上一〇八四の一の一部、一〇八四の三、一〇八五の一の一部、一〇八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
矢戸字測ノ上	矢戸字ホシ田一〇八二の一の一部 矢戸字測ノ上のうち一〇八四の一の一部、一〇八四の三、一〇八五の一の一部、一〇八七の二の一部、一〇九一の一

矢戸字ツヅラ田	部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 矢戸字ツヅラ田一一三七の二の一部、一一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
矢戸字ツヅラ田	矢戸字測ノ上一〇九一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 矢戸字ツヅラ田のうち一一三六の二の一部、一一三七の二の一部、一一三八の一部、一一四〇の二から一一四〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 矢戸字カナクソ田一一四三、一一四四の二と一体をなす国有地の一部
矢戸字カナクソ田	矢戸字ツヅラ田一一三六の二の一部、一一三八の一部、一一四〇の二から一一四〇の三までの一部 矢戸字カナクソ田のうち一一四三、一一四四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 矢戸字上ミ神田一一七二の二と一体をなす国有地の一部 矢戸字榎田一一七三の二の一部、一一七三の二の一部、一一七四の二の一部、一一七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
矢戸字上ミ神田	矢戸字上ミ神田のうち一一六九の二、一一六九の五、一一六九の二〇、一一六九の二一、一一六九の二三、一一六九の二五、一一六九の二六、一一六九の二〇、一一七〇の二から一一七〇の三まで、一一七一の二、一一七二の二、一一七二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
矢戸字榎田	矢戸字榎田のうち一一七三の二の一部、一一七三の二の一部、一一七四の二の一部、一一七四の二の一部、一一七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 矢戸字上ミ神田一一六九の二、一一六九の五、一一六九の

矢戸字荒木田	一〇、一一六九の二一、一一六九の二三、一一六九の二五、一一六九の二六、一一六九の二〇、一一七〇の二から一一七〇の三まで、一一七一の二、一一七二の二、一一七二の二と一体をなす国有地の一部
矢戸字尻荒木田	矢戸字荒木田のうち一一七七の二、一一七七の七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一七七の九、一一七七の二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 矢戸字榎田一一七六の二の一部、一一七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 矢戸字荒木田一一七七の二、一一七七の七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一七七の九、一一七七の二〇と一体をなす国有地の一部 矢戸字尻荒木田の全域 矢戸字清水田一一九二の三、一一九二の五、一一九二の二と一体をなす国有地の一部
矢戸字清水田	矢戸字清水田のうち一一九二の三、一一九二の五、一一九二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百四十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岩 垣 博 美	鳥国薬第五九二号	昭和六十一年二月六日

鳥取県告示第二百四十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	書 類		発行 記号等	表示 された発 行所名
		題 名	号 数		
2205	雑誌その他 の刊行物	イザ り臭いのだ!!	エヴ り4—F	無制限一本勝負 彼女はやっぱ	アリス出版
2206	"	陰部破裂 池袋未練	GC— A		アリス出版
2207	"	ホリーズスター	GC— 1		キヤロル出版

2208	"	ニユーCream 口内発射 愛しすぎ てはいけません	NC— 5—F		キヤロル出版
2209	"	エロスフッカーズ 淫乱GALの 欲情淫写	EF— 5—F		クラインスター プロ
2210	"	しゃぶりつき ちも色さよ子	GB— H		Do企画
2211	"	絶頂愛戯 愛人志願	GB— K		Do企画
2212	"	少女86激愛いじくり Finger Job	GB— K		Do企画
2213	"	局部検診 麻理子	GC— B		Do企画
2214	"	Hheel	HH— 5—F		Do企画
2215	"	挿舞フイバー セックス・キラー	LF— 4—F		Do企画
2216	"	愛の手帖 欲情牝専科	ZD— 4—F		Do企画
2217	"	ミント・タイム	GB— K5		童里夢社
2218	"	少女白書 喪失通信	SH— 5—F		童里夢社
2219	"	Juicy ロリータ万歳!! 幼女時代	SJ— 4—F		童里夢社
2220	"	スナイプ SNIPESHOT 陰部撃写	SP— 4—F		童里夢社
2221	"	マスカットノート4月号	雑誌08 345— 4		備大洋書房
2222	"	激画ジャック4月号	雑誌03 621— 4		株式会社大洋書 房
2223	"	漫画エロトラブ4月号	雑誌18 823— 4		株式会社蒼竜社

2224	"	漫画ラフタック4月号	雑誌コー F086 57-4	辰巳出版
2225	"	Stocker 4月号	雑誌コー F154 65-4	辰巳出版株式会社
2226	"	バナナ通信4月号	雑誌17 591- 4	株式会社ラン出版
2227	"	漫画エキンテイ4月号	雑誌18 363- 4	有限会社光彩書房
2228	"	漫画スカット4月号	雑誌08 389- 4	みのり書房
2229	"	漫画ハートルム4月号	雑誌08 661- 4	株式会社新社
2230	"	ギャルズジャック12月号	雑誌コー F128 53-12	新和出版社
2231	"	スノック12月号	雑誌15 477- 12	株式会社スクリュージャパン
2232	"	ベッピン4月号	雑誌17 931- 04	英知出版

鳥取県告示第二百四十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行 つた者の 名称	調査を行 つた時期	成果の名称	調査を行 つた 地域	認証年月 日
泊村	昭和五十九 年度及び昭 和六十年 度	泊村(大字字谷の一部) の地籍図及び地籍簿	泊村大字字谷の一 部	昭和六十一年 三月十日
大栄町	昭和五十九 年度及び昭 和六十年 度	大栄町(大字西園及び 大字東園の各一部)の 地籍図及び地籍簿	大栄町大字西園及 び大字東園の各一 部	昭和六十一年 三月十日

鳥取県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり五千石井手土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 湯原 務 米子市諏訪六一九

昭和五十九年四月一日就任任期昭和六十一年四月九日まで

鳥取県告示第二百四十八号

日野町が行う土地改良事業に係る下榎（かじや原）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和

二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年三月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る矢戸地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線大内用瀬線新設調測用買工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡用瀬町大字赤波、大字川中、大字古用瀬、大字金屋及び大字樟

原並びに智頭町大字大内、大字西野、大字市ノ瀬及び大字郷原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十一年三月十八日から同十二月三十一日まで

鳥取県告示第百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線浦富線ルート変更工事

三 立ち入るうとする土地の区域

岩美郡岩美町大字岩常、大字太田及び大字河崎並びに福部村大字八重原、大字南田及び大字箭溪地内

四 立ち入るうとする期間

昭和六十一年三月十八日から昭和六十二年三月三十一日まで

鳥取県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業・米子市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年四月二十三日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

事業地に米子市旗ヶ崎字呉服屋流シ西灘、字呉服屋灘、字呉服屋地蔵下夕、字四軒茶屋道西、字四軒茶屋、字粟島界、字荒神森西、字荒神屋敷下夕、字熊澤山屋敷、字屋敷谷西、字呉服谷屋敷、字呉服屋東屋敷、字小林開、字呉服屋開ノ壹、字呉服屋開ノ貳、字呉服屋開村界、字赤江屋谷、字調練場跡、字調練場西、字調練場山西、字柿ノ木谷道下夕、字野波開、字籬ヶ崎ノ貳、字籬ヶ崎ノ參、字籬ヶ崎ノ四、字籬ヶ崎ノ五、字健花谷、字健花谷西、字不明山下夕、字長瀬谷南及び字熊澤山開、三旗町、彦名町字二番川、字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田（一）、米原字吉佐衛門道西空地、字吉佐衛門道東空地及び字市庵道東六拾間、東福原字沖林（一）、字沖林（六）、字沖林（七）及び字沖林ノ拾貳、皆生字上沖林、字中沖林、字下沖林、字南砂池、字小砂池、字西大池、

字東大池、字石河原ウド、字丸池、字林田、字東林ノ上、字土手ノ内、字長谷及び字下屋敷並びに安倍字船入及び字船入沖を加え、米子市立町四丁目、錦町三丁目、花園町、旗ヶ崎字荒神西灘、字大波濤、字大波濤地先、字野波灘、字野波西灘、字柿ノ木谷灘、字四軒屋灘、字呉服屋灘船道、字呉服屋流シ先、字熊澤流シ先、字安倍界灘、字道下安倍界、字坂口新田及び字石灰山、安倍字清水尻西、米原字吉佐衛門道東六拾間、字治右衛門道西空地及び字傳四郎道西空地並びに皆生字ウドロ、字小バイ、字ウドロ沖、字上野浪新田、字沖河端、字東雁座、字西雁座及び字北砂池において地内事業地を変更する。

2 使用の部分  
変更なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	年月日	備考
竹本憲治後援会	坂口作太郎	米原 重雄	八頭郡若桜町大字若桜一二二一	昭和六十一年一月二日	その政治団体
石破しげる西部後援会	中島 邦美	寺本 進	米子市車尾八四三	昭和六十一年二月十三日	"
中原敏晴と市政を語る会	宮部 孝治	中原 陽子	鳥取市浜坂八〇一	昭和六十一年二月十九日	"
本多達郎後援会	小倉 米蔵	小倉 米蔵	鳥取市大杖二七	"	"
竹本力後援会	徳安 繁治	田中 友蔵	○鳥取市伏野一一〇	昭和六十一年二月二十一日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
公明党鳥取総支部	主たる事務所の所在地	鳥取市吉成南一丁目二六一	鳥取市吉成七九〇一三	昭和六十一年二月十九日	支部の

自由民主党郡家町支部	会計責任者の氏名	小林 惇	平木 辰雄	昭和六十一年二月二十七日	"
自由民主党気高町支部	主たる事務所所在地	気高郡気高町大字勝見六四一三	気高郡気高町大字勝見五八一二	"	"
"	代表者の氏名	湯口 程治	矢野 耕蔵	"	"
自由民主党鳥取県バス支部	"	澤 巖	米原 稜	"	"
石破しげる東部後援会	名 称	石破しげる東部後援会	石破しげる鳥取市後援会	昭和六十一年二月十三日	その他政治団体
"	代表者の氏名	岩谷 政春	広田 敏男	"	"
吉田達男後援会	主たる事務所所在地	鳥取市富安一丁目一一一四	岩美郡岩美町大字浦富一〇三四一四	昭和六十一年二月十七日	"
"	代表者の氏名	広田 幸一	村上 敏三	"	"
"	会計責任者の氏名	米井 悟	植田 静夫	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所所在地	届出年月日	備考
安田省二郎後援会	西尾 美昭	小田 義之	鳥取市富安二丁目二〇	昭和六十一年二月十九日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年三月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 **安田省二郎後援会**  
 報告年月日 昭和61年2月19日（昭和61年1月31日解散）

収入・支出の総額	
1 収入総額	0円
2 支出総額	0円



公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）  
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会  
を次のとおり開催する。

昭和61年3月18日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種類別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可を  
受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気  
銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場 場	所	受 講 対 象 者
種別	昭和61年4月9日		鳥取市東町一丁目271		岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉
初	午前10時30分から		鳥取県庁第二庁舎5階		

心 者 講 習

心 者 講 習	心 者 講 習	心 者 講 習	心 者 講 習
午後4時30分まで	第21会議室	の各警察署の管内に 居住する者	
昭和61年5月20日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各警 察署の管内に居住す る者	
昭和61年4月22日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階 第21会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各警 察署の管内に居住す る者	
昭和61年5月2日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住す る者	
昭和61年5月13日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の 管内に居住する者	

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の  
用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの  
現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空

気銃を所持している者

- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

受講申込書の欄(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲

刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）